



【**仕事中**・**通勤中**】にケガをしたとき

健康保険は**使えない**のでご注意を!

どんなケガや病気でも、病院に行ったら保険証を出すものだと思いませんか? 仕事中・通勤中のケガや、仕事・通勤との因果関係がある病気は「労災保険」の適用となり、健康保険は使えません。

健康保険

仕事中・通勤中以外のケガや病気が対象です。



保険証
が使えます

運営は健康保険組合

労災保険

仕事中・通勤中のケガや病気が対象です。



保険証
が使えません

管轄は労働基準監督署

労災保険の対象となるのは…

業務災害

業務上の理由によってケガや病気になったとき

仕事中のほか、移動中や出張中にケガをした場合や、仕事が原因で病気になったと認められた場合も労災保険適用となります。

- ◎重い資料を運ぼうとして腰を痛めた
- ◎出張中にケガをした
- ◎業務による明らかな過重負荷で不調になった

通勤災害

通勤中にケガをしたとき

通勤中のほか、帰宅途中に日用品の買い物や病院の受診などをした場合、通常の経路に戻った後は通勤とみなされ労災保険の適用となります。

- ◎出勤・帰宅途中に階段で転倒した
- ◎自宅から得意先に直接向かう途中にケガをした
- ◎帰宅途中にスーパーへ寄った帰りにケガをした

※業務・通勤と傷病との間に因果関係がなくてはなりません。業務災害・通勤災害に該当するかどうかは個々のケースに応じて労働基準監督署が調査し判断しますので、判断に迷う場合は管轄の労働基準監督署にお問い合わせください。

病院にかかる際は、労災であることを申し出ましょう



健康保険を使ってしまったらどうすればいいの?



健康保険から労災保険への切り替えが必要です。まずは受診した病院に切り替えができるか確認してください。その後の手続きは切り替えができるかどうかによって異なりますので、詳細は「**労災保険相談ダイヤル**」へお問い合わせください。

労災保険相談ダイヤル

ろうさい

0570-006031

受付時間 8:30~17:15
(土日祝日、年末年始を除く)